

令和4年12月22日

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪市

監理技術者等の配置に関する取扱いについて

監理技術者等の配置に関する取扱いについて、次のとおり変更します。

記

1 監理技術者等の専任及び3か月以上の恒常的な雇用関係の確認について

建設業法施行令の改正に伴い、監理技術者等の専任及び3か月以上の恒常的な雇用関係の確認が必要となる要件を次のとおりとします。

変更前	変更後
3,500万円以上 (建築一式工事の場合は、 7,000万円以上)	4,000万円以上 (建築一式工事の場合は、 8,000万円以上)

【施行時期】

令和5年1月1日

2 監理技術者等の雇用関係の確認について

雇用保険の被保険者通知書及び被保険者証（以下「雇用保険関係書類」という。）の写しにより雇用関係を確認したものの、その後、雇用関係の実態が確認できない事案が複数確認されましたので、雇用関係の確認を次のとおり厳格化します。

○ 雇用関係の確認については、次のいずれかによるものとし、**雇用保険関係書類は認めないもの**とします。

- (ア) 健康保険被保険者証の写し
- (イ) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- (ウ) 住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し
- (エ) 監理技術者資格者証の写し

【施行時期】

令和5年1月1日

ただし、令和5年3月31日までの間、経過措置として、上記の書類の提出ができない場合は、雇用保険関係書類その他公的な書類の写しの提出を認めるものとします。

【関係規程】

[監理技術者等の配置に関する事務取扱要領](#)